

児童手当の手続きのお知らせ

児童手当・特例給付の
現況届を忘れずに

児童手当・特例給付を受給している方は、6月1日現在の状況をお知らせください。「引き続き6月以降の手当を受け取るために必要な届け出」となります。

対象となる受給者の方には、6月上旬に現況届用紙を郵送しますので、窓口へ直接お持ちいただくか、同封の返信用封筒に切手を貼付し投函してください。

住民税が他市町村で
課税されている方

平成26年1月1日現在、塩竈市に住所を有していなかった保護者の方は、

【支給額（月額）】

対象となる児童	児童手当	特例給付(※1)	
3歳未満	15,000円	5,000円	
3歳以上 小学校 就学前	第1子・2子		10,000円
	第3子(※2)以上		15,000円
中学生	10,000円		

(※1)特例給付…所得制限を超えた場合に支給
(※2)第3子…監護・養育する児童のうち18歳までの児童の年齢順に第1子・第2子・第3子と数える。

【所得制限】

扶養親族などの数	所得制限 限度額	収入の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1002.1万円
5人	812.0万円	1042.1万円

問 保険年金課 医療係 内線223・275



平成26年度児童手当用所得証明書または(非)課税証明書(扶養人数がわかるもの)が必要となります。

なお、配偶者の方にも収入があり、税法上の扶養に入っていない場合は、配偶者の方の平成26年度児童手当用所得証明書または(非)課税証明書(扶養人数がわかるもの)も必要となりますので、ご注意ください。

支給ロジック

児童手当の平成26年2月から5月分を平成26年6月5日(木)に受給者(保護者)の口座に振り込みます。確認は、翌日以降にお願いします。

シリーズ 「今、学校で」

子どもたちの笑顔を守る 「子ども安全サポーター」の活動

市では、地域の方々に「子ども安全サポーター」として小学校ごとに登録をしていただき、子どもたちの登下校時の安心・安全確保のための見守り活動をお願いしています。

子ども安全サポーターの主な活動は、学校周辺の通学路での、子どもたちの見守りや交通指導です。

あいさつなどの声がけを積極的に行うことで、子どもたちの健やかな成長に寄与する効果があるほか、地域の方々が防犯活動を行っているアピールにもなり、犯罪防止にもつながります。



杉の入小学校子ども安全サポーター
「杉の子守り隊」 嶋 しげみさん

サポーター活動を始めて、10年以上になります。通学時間帯は、車の交通量も多いので、子どもたちが道路に出ないよう気を付けています。毎朝、子どもたちと話をしていると、私が元気をもらいますし、小中学生がきちんと挨拶できることが素晴らしいと思います。また、長い期間やっている、子どもたちの成長を間近で見ることができるのも楽しみの一つです。これからもできる限り続けていきたいと思っています。朝、時間に余裕ができた方がいたら、ぜひ一緒にやっていきたいですね。



子どもたちの笑顔は、安全で安心な地域から生まれます。これからも継続的に、より多くの人たちの見守りが必要です。

活動に興味のある方は、各小学校で随時登録を行っておりますので、お問い合わせください。

問 学校教育課 ☎3653216

◆子ども安全サポーター登録数 (H25年度)

学校名	電話番号	人数
第一小学校	362-2011	41
第二小学校	362-2221	37
第三小学校	362-2323	48
月見ヶ丘小学校	362-2441	52
浦戸第二小学校	369-2412	2
杉の入小学校	364-9440	60
玉川小学校	364-9441	25